



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

資 料 2

令和4年度上半期 協会員に対する監査結果

令和4年10月19日
日本証券業協会

1. 令和4年度上半期の協会員に対する監査結果について

(1)実施状況(監査着手ベース)

- 協会員 42先(会員 27社、特別会員 15機関)に対し監査を実施

※ 「会員」には、特定業務会員を含む。

※ 新型コロナウイルス感染症の状況や監査先の業務運営体制等を勘案して、臨店監査 36先、臨店を伴わない監査 6先を実施。

(2)監査結果(通知書交付ベース)

① 監査結果通知先

- 協会員 42先(会員 27社、特別会員 15機関)
うち 会員8社に対して、法令・諸規則違反等を指摘

② 主な指摘

- 法令違反
(会 員) 法定帳簿の記載不備等
- 諸規則違反
(会 員) 私募社債券の保有顧客への情報提供が不十分な状況

2. 会員に対する監査の実施状況

実 施 状 況	令和4年度 上半期	【参考】令和3年度	
		上半期	下半期
① 監査実施先数	27社	23社	27社
うち取引所との合同検査	13社	10社	13社
うち協会の単独監査	14社	13社	14社
うち特別監査等	1社	—	—
② 1先平均の監査人員	4.7人	5.0人	4.7人
(1先当たりの監査人員)	(3～7人)	(3～11人)	(3～6人)

※ 「特別監査等」は、特別監査及びフォローアップ監査をいう。

※ ②は、書類監査及び特別監査等を除外。

3. 特別会員に対する監査の実施状況

実 施 状 況	令和4年度 上半期	【参考】令和3年度	
		上半期	下半期
① 監査実施先数	15機関	10機関	14機関
② 1先平均の監査人員	3.4人	4.0人	3.7人
(1先当たりの監査人員)	(3～4人)	(3～5人)	(3～5人)

※ ②は、書類監査及び特別監査等を除外。

4. 会員に対する監査結果通知状況

(1) 会員に対する監査結果通知状況

会員に対する監査結果通知状況	令和4年度 上半期	【参考】令和3年度	
		上半期	下半期
結果通知先数	27社	21社	26社
(うち法令諸規則違反等を指摘した先)	(8社)	(6社)	(5社)

(2) 会員の法令違反の内容と件数

監査結果通知の内容	令和4年度 上半期	【参考】令和3年度	
		上半期	下半期
法令違反の指摘件数	2件 (1社)	1件 (1社)	1件 (1社)
① 法定帳簿の記載不備等	1件	—	—
② 「純財産額が資本金の額を下回った場合」に係る届出漏れ	1件	—	—
○ その他	—	1件	1件

4. 会員に対する監査結果通知状況

(3) 会員の諸規則違反の内容と件数

監査結果通知の内容	令和4年度 上半期	【参考】令和3年度	
		上半期	下半期
諸規則違反の指摘件数	2件 (2社)	1件 (1社)	2件 (2社)
① 私募社債券の保有顧客への情報提供が不十分な状況	1件	—	—
② 役職員取引に係る社内規則の未制定	1件	—	—
○ その他	—	1件	2件

4. 会員に対する監査結果通知状況

(4)会員の業務運営・内部管理態勢に係る指摘内容と件数

監査結果通知の内容	令和4年度 上半期	【参考】令和3年度	
		上半期	下半期
業務運営・内部管理態勢に係る指摘件数	15件 (8社)	14件 (6社)	7件 (4社)
① マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策 の取組に係るもの	4件	2件	—
② システムリスク管理態勢に係るもの	2件	2件	2件
③ 顧客管理態勢に係るもの	2件	2件	1件
④ 金融商品販売の管理態勢に係るもの	2件	1件	1件
⑤ 事業継続計画の態勢整備に係るもの	2件	—	1件
⑥ 内部監査態勢に係るもの	2件	—	—
⑦ 個人情報保護の管理態勢に係るもの	1件	1件	—
○ その他	—	6件	2件

5. 特別会員に対する監査結果通知状況

(1) 特別会員に対する監査結果通知状況

特別会員に対する監査結果通知状況	令和4年度 上半期	【参考】令和3年度	
		上半期	下半期
結果通知先数	15機関	18機関	9機関
(うち法令諸規則違反等を指摘した先)	—	(2機関)	(1機関)

(2) 特別会員の法令違反の内容と件数

監査結果通知の内容	令和4年度 上半期	【参考】令和3年度	
		上半期	下半期
法令違反の指摘件数	—	—	—

5. 特別会員に対する監査結果通知状況

(3) 特別会員の諸規則違反の内容と件数

監査結果通知の内容	令和4年度 上半期	【参考】令和3年度	
		上半期	下半期
諸規則違反の指摘件数	—	—	—

(4) 特別会員の業務運営・内部管理態勢に係る指摘内容と件数

監査結果通知の内容	令和4年度 上半期	【参考】令和3年度	
		上半期	下半期
業務運営・内部管理態勢に係る指摘件数	—	4件 (2機関)	2件 (1機関)

(1)法令違反【会員】

○ 法定帳簿の記載不備等

- 当局検査において、海外ファンドに係る顧客勘定元帳の作成不備が指摘されたにもかかわらず、法定記載事項等について十分な確認を行っておらず、その後も項目の記載漏れや誤記載が認められるなど改善が不十分であったほか、当該ファンドに係る取引日記帳の未作成等が認められた。

(2)規則違反【会員】

○ 私募社債券の保有顧客への情報提供が不十分な状況

- 資産の流動化を目的として販売した私募社債券の保護預り顧客に対する情報提供について、「資産の流動化の状況」に関し、アレンジャー等が作成した定期レポート等に係る情報提供を実施していない状況が認められた。